

産保第 1170 号

令和 4 年 9 月 1 日

公益社団法人千葉県LPガス協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長

(公 印 省 略)

容器検査所における耐圧試験未実施事案について (注意喚起)

本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県内の容器検査所で行われた容器再検査において、検査項目の一部 (耐圧試験) を実施しないまま出荷していた事案について、県は別添のとおり行政処分を行い千葉県ホームページに公開しました。

については、貴職におかれましても貴協会会員宛て周知してくださるようお願いいたします

【千葉県HP URL】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/hoan/press/2022/040901hoan.html>

担当 産業保安課 保安対策室 TEL:043-223-2729

令和4年9月1日
防災危機管理部産業保安課
043-223-2720

高圧ガス保安法に基づく行政処分について

高圧ガス保安法に基づく容器検査所の登録を受けた者に対し、以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者

- (1) 会社名 日東燃料工業株式会社
- (2) 代表者 赤津 正弥
- (3) 本社住所 東京都足立区六木一丁目19番13号

2 処分の対象となる容器検査所

- (1) 名称 日東燃料工業株式会社 市原営業所
- (2) 住所 千葉県市原市江子田岩谷前144番地

3 処分の年月日

令和4年9月1日

4 処分の内容

容器再検査の停止命令。

ただし、小容器・自動車用容器用非水套式耐圧試験装置を用いて行う容器再検査に限る。

処分の期間は、令和4年9月2日から令和4年10月1日までの30日間。

5 処分の根拠となる法律及びその原因となる事実

別紙のとおり

処分の根拠となる法律及びその原因となる事実

処分の根拠となる法令	処分の原因となる事実
高圧ガス保安法（以下「法」という。）第53条第2号	<p>容器再検査において、法に定める検査方法の一部（耐圧試験）を実施しないまま合格と判定し、容器に虚偽の刻印をしていた。</p> <p>このことは、法第49条第3項の規定に違反したときに該当する。</p>
法第53条第2号	<p>容器検査所の登録を受けた者は、検査主任者に容器再検査の実施について監督させることができていなかった。</p> <p>このことは、法第52条第1項の規定に違反したときに該当する。</p>
法第53条第4号	<p>容器再検査において、法に定める検査方法の一部（耐圧試験）を実施しないまま合格と判定し、帳簿に虚偽の記載をしていた。</p> <p>このことは、法第60条第1項の規定による帳簿に虚偽の記載をしたときに該当する。</p>